

# 聖泉看護学研究 投稿規程

## 1. 趣 旨

この規程は、聖泉看護学研究の発行に必要な事項定める。

## 2. 発 行

原則として毎年度1回発行する。

## 3. 投稿者の資格

原則として、聖泉大学看護学部の教員等が、第一著者あるいは共著者であること。ただし、学術誌編集委員会（以下「編集委員会」という）から依頼された原稿に関してはこの限りではない。また、滋賀県下の関係者については、編集委員会の判断により投稿を認める場合がある。

## 4. 原稿の種類

1) 原稿の種類は、下記の通りとする。

【総説】ある主題に関連した研究・調査論文の総括および解説。

【原著】独創的で、新しい知見や理論が論理的に示されており、論文としての形式が整っているもの。

【研究ノート】内容的に原著論文の域に達していないが、研究結果の意義が大きく発表の価値があるもの。

【実践報告】看護活動に関する実践報告、関連学術集会の報告など。

【資料】調査報告、看護研究に有用な資料など。

2) 原稿の種別は著者が行うが、編集委員会が種別変更を求める場合がある。

## 5. 原稿の制限事項

1) 投稿原稿は、国内外を問わず未発表のものに限り、重複投稿は禁止する。

2) 原稿は1頁1200字（40字×30行）で作成するが、原稿刷り上がりは1頁2400字となる。原稿刷り上がり枚数は写真、図表を含めて下記の制限枚数以内とする。

原著、総説、研究ノート、資料：12頁以内

実践報告：6頁以内

## 6. 倫理的配慮

人および動物が対象である研究は、倫理的配慮がされており、原稿中にもその旨が明記されていること。

## 7. 投稿手続き

1) 原稿を1部編集委員会に提出する。

2) 最終修正原稿を提出するときには、本文をワード・エクセル形式で保存したパソコン記憶媒体（USB、CDなど）を添付する。ただし、記憶媒体は原則返却しない。

3) 提出場所

持ち込みの場合：編集委員会

郵送の場合：封筒の表に「聖泉看護学研究原稿」と朱書きし、下記に書留郵送する。

〒521-1123 彦根市肥田町720番地

聖泉大学看護学部 学術誌編集委員会

## 8. 原稿の受付

上記7.の投稿手続きを経た原稿が、編集委員会に到着した日を受付日とする。なお、受付した原稿等は理由の如何を問わず返却しない。

## 9. 原稿の採否

1) 原稿の採否は査読を経て編集委員会が決定する。

2) 査読結果により原稿の修正を求められることがあるが、修正を求められた原稿著者は、編集委員会の指定した期日までに内容修正を行い再投稿すること。

指定された期日以降に再投稿された場合は、原則として新規受付の取り扱いをする。

## 10. 著者校正

査読を経て、編集委員会に受理された最終原稿については、著者校正を1回行う。但し、校正時の加筆は原則として認めない。

## 11. 執筆要項

原稿の執筆要項は別に定める。

## 12. 著作権

原稿内容についての第一義的責任と権利は著者に帰属するが、原稿の編集・出版および電子情報化など二次的使用に関する権利は、編集委員会が著者から委託されたものとする。

## 13. 掲載料・別刷

掲載料は無料とする。但し、特殊な図表等で特別な経費を要した場合には著者負担とする場合がある。別刷は希望者のみとし、費用は著者負担とする。

(2014年2月25日修正)